

島根県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（令和2年島根県規則第2号関係）

改正後	改正前
<p>島根県環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">〔平成11年10月1日 島根県規則第98号〕</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>第4条～第26条 〔略〕</p> <p>（条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等）</p> <p>第27条 〔略〕</p>	<p>目次 〔略〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。</p> <p>第4条～第26条 〔略〕</p> <p>（条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等）</p> <p>第27条 条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。</p> <p>2 条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前項に規定する修正</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町</p>

第28条～第34条 〔略〕

(条例第25条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第35条 〔略〕

第36条～第49条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	要件
1～4 〔略〕	
5 条例別表第5号に掲げる事業	1 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕

村長が含まれていないもの

第28条～第34条 〔略〕

(条例第25条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第35条 条例第25条第2項の規則で定める軽微な変更

は、別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第25条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する変更
- (2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

第36条～第49条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	要件
1～4 〔略〕	
5 条例別表第5号に掲げる事業	1 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物で発電用のもの(以下「発電所」という。)の設置の工事の事業で、次に掲げるもの (1)～(3) 〔略〕

	<p>(4) <u>太陽電池発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「太陽電池発電所敷地等」という。）の面積が50ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>太陽電池発電所敷地等の面積が50ヘクタール以上増加することとなる太陽電池発電所の変更の工事の事業</u></p> <p>(5) [略]</p>
--	--

	<p>[新設]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 発電所の変更の工事の事業で、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(4) [略]</p>
--	---

6～12 [略]	
13 条例別表第13号に掲げる事業	<p>1～6 [略]</p> <p>7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に掲げる焼却施設（以下「焼却施設」という。）の設置の事業で、1日当たりの処理能力の合計が<u>100トン</u>以上であるもの</p> <p>8 焼却施設の変更の事業で、1日当たりの処理能力の合計が<u>100トン</u>以上増加するもの</p>
14～16 [略]	

6～12 [略]	
13 条例別表第13号に掲げる事業	<p>1～6 [略]</p> <p>7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に掲げる焼却施設（以下「焼却施設」という。）の設置の事業で、1日当たりの処理能力の合計が<u>100キロリットル</u>以上であるもの</p> <p>8 焼却施設の変更の事業で、1日当たりの処理能力の合計が<u>100キロリットル</u>以上増加するもの</p>
14～16 [略]	

別表第1の2 [略]

別表第1の2 [略]

別表第2（第27条関係）

別表第2（第27条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～12 [略]		
13 別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～12 [略]		
[新設]		

に該当する対象事業		業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
14 別表第1の5の項の1の(5)又は2の(5)に該当する対象事業	[略]	
15～25	[略]	

別表第3（第35条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～12	[略]	
13 別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
14 別表第1の5の項の1の(5)又は2の(5)に該当する対象事業	[略]	
15～25	[略]	

様式第1号～13号 [略]

13 別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)に該当する対象事業	[略]	
14～24	[略]	

別表第3（第35条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～12	[略]	
[新設]		
13 別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)に該当する対象事業	[略]	
14～24	[略]	

様式第1号～13号 [略]